

マンション AED 設置要綱

平成 26 年 8 月 7 日 1 発第 142 号
改正 平成 27 年 5 月 26 日 2 発第 249 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、区内における心肺停止者救助の機会向上を目指し、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を公益財団法人まちみらい千代田（以下「まちみらい千代田」という。）が、千代田区内のマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定するマンションをいう。以下同じ。）に設置、又は設置の支援をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 まちみらい千代田は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条に規定する管理組合をいう。以下同じ。）からの申請に基づき、マンションに AED を設置、又は設置の支援をする。

2 AED の設置にかかる費用は、まちみらい千代田の負担とする。ただし、管理組合が管理を怠ったことにより生じた費用は、管理組合の負担とする。

(設置の対象)

第 3 条 対象となる管理組合は次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 管理規約が整備されている。
- (2) マンション防災計画を策定していること、又はマンション防災計画を策定はしていないが、申請時において 1 年以内に策定することが確約できること。
- (3) 建築基準法その他の関係法令に適合していること。
- (4) 全戸数の半数以上、又は 10 戸以上が住宅として使用されていること。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人まちみらい千代田理事長（以下「理事長」という。）が、特に必要と認める場合は対象とすることができる。

(期間及び期間の延長)

第 4 条 設置期間は、まちみらい千代田の会計年度を基準とし、設置した年度を含む 3 年間とする。（設置した年度の翌々年度末とする。）

2 前項の期間が終了した場合は、延長することができる。（3 年毎に更新）

(申 請)

第 5 条 管理組合は、AED の設置を申請しようとするときは、マンション AED 設置申請書兼誓約書（第 1 号様式）に管理組合の管理規約とマンション防災計画を添えて理事長に提出しなければな

らない。

2 管理組合は、前条に規定する期間が終了した場合は、再申請することができる。

(設置決定及び通知)

第6条 理事長は、前条の設置申請があったときは、内容を審査し、その結果をマンションAED設置決定通知書(第2号様式)により当該管理組合に通知しなければならない。

(設置受領及び管理)

第7条 管理組合は、前条の通知を受けたときは、理事長と協議のうえ設置日時、場所等を決定する。

2 管理組合は、設置を完了した時は、速やかにマンションAED設置受領書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

3 管理組合は、緊急時にAEDを使用できるよう責任をもって管理を行わなければならない。

4 管理組合は、当該マンションの居住者又は来訪者以外の者に対しても、AEDの使用を妨げてはならない。

(設置後の対応)

第8条 管理組合は、当該マンションにAEDが配備されていることを入り口付近に表示、かつ、案内標識などによりAEDの存在場所を明示するとともに、誰もがいつでも使用できる旨を地域へ周知しなければならない。

2 管理組合は、AED付近に心肺停止傷病者が発生した場合の処置方法を掲示しなければならない。

3 管理組合は、マンション居住者に対し設置場所の周知等を徹底するとともに、心肺蘇生法等の教育を実施しなければならない。

4 まちみらい千代田は、緊急時の使用及び普及啓発のため、AEDを設置したマンション名等を、マンションAED設置報告書(第4号様式)により、千代田区及び町会に報告するものとする。また、まちみらい千代田のホームページ等で公表することができる。

5 管理組合は、まちみらい千代田の求めに応じ、マンションAED設置状況報告書(第5号様式)により、AEDの設置状況を適時報告しなければならない。

(設置決定の取消)

第9条 理事長は、管理組合が次の各号のいずれかに該当するときは、設置決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段によりAEDの設置を受けたとき。

(2) 申請後1年以内にマンション防災計画を策定することができないとき。

(3) AEDを第1条に掲げる目的以外に使用したとき。

(4) 設置決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。